

議案第 4 1 号

平成 2 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成 2 3 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,655,385千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 2 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		905,959 ^{千円}
	1 使 用 料	905,958
	2 手 数 料	1
2 国庫支出金		11,332
	1 国庫補助金	11,332
3 財産収入		1,193,618
	1 財産売払収入	1,171,089
	2 財産貸付収入	22,529
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		260,466
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑 入	260,464
6 市 債		284,000
	1 市 債	284,000
歳 入	合 計	2,655,385

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,948,568 <small>千円</small>
	1 運 営 費	1,056,275
	2 施 設 整 備 費	892,293
2 公 債 費		701,817
	1 公 債 費	701,817
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	2,655,385

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>北 部 市 場 施 設 整 備 事 業</p>	<p>千円 284,000</p>	<p>政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p>年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の 年度における利率とする。</p>	<p>借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。</p>